

# 開かれた市政の

知っていますか？2つの制度

# 実現のために

平成10年4月にスタートした情報公開制度と個人情報保護制度。情報公開制度は開かれた市政を実現するため、個人情報保護制度は個人の権利利益を守るために大切なものです。ここでは、昨年度の情報公開の請求と処理状況、個人情報の開示請求と処理状況などを紹介し、開かれた市政を進めるための取り組みをお知らせします。



窓口で請求できます

問い合わせは  
 行政管理課 ☎868-9533  
 情報公開コーナー ☎868-6244

## 情報公開制度

情報公開制度は、市民の皆さんの知る権利を尊重し、本市の保有する情報の一層の公開を図るものです。これにより市政に関し市民の皆さんに説明する責務を果たし、公正で開かれた市政の運営を行うことを目的としています。

昨年度の情報公開の請求・申出件数は239件（表1のとおり）。平成20年度の129件と比べ110件増加しました。これは昨年度、本市が中核市に移行し、県から事務移譲された衛生

関係・医事薬事関係の請求が数多くあったためです。非公開とした情報は、印鑑の印影や個人の氏名・住所・電話番号などです。主な情報公開請求の内容は、8ページ表2のとおりです。

## 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が行う個人情報の取り扱いについて、必要なルールを定めるもの。自分の情報を見たり、正しく改めたりする権利を保障しています。これにより、個人の権利利益を保護し、公正で開かれた市政を

推進することを目的としています。

昨年度の個人情報の開示請求・申出件数は106件（表3のとおり）。平成20年度の76件と比べ30件増加しています。住民票の交付請求書や病院などの診療に係る診療報酬明細書、火災調査書、救急車による搬送記録などの請求がありました。

日ごろから個人情報の重要性を意識することが大切です。個人情報に適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないようにしましょう。

## 請求は情報公開コーナーで

市役所2階にある情報公開コーナーは、情報公開に関する相談や行政情報の公開請求、個人情報の開示請求を受け付けています。また、情報公開の請求に限り、郵送、ファクス、電子メールなどでも受け付けます。このほかに大胡・宮城・粕川・富士見の各支所にも情報提供コーナーを設置。市刊行物の閲覧やまえばしネット端末の操作ができます。コピーが必要な人には、1面10円のコイン式コピー機を設置しています。

表3 個人情報の開示などの件数

区分	方法	件数	決定区分				
			開示	部分開示	非開示	拒否	取下げ
開示などの請求	開示	100	81	6	12	1	0
	訂正	0	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0	0
	小計	100	81	6	12	1	0
開示などの申出	開示	6	4	2	0	0	0
	訂正	0	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0	0
	小計	6	4	2	0	0	0
合計		106	85	8	12	1	0

※「開示などの請求」は、本市個人情報保護条例が施行された平成10年以後の自己情報について開示などを受けようとする事。「開示などの申出」は、同条例が施行される以前の自己情報について開示などを受けようとする事。  
 ※「拒否」とは、公開請求に対し、公開の請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報などの非公開情報を公開することとなる場合に、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否すること。

表2 主な情報公開の請求

請求の内容	決定区分				
	公開	部分公開	非公開	拒否	取下げ
昨年3月1日から31日までに新規に許可を受けた前橋保健所管内の食品営業許可施設の営業種目、許可終期、営業所所在地、屋号など	公開				
社会福祉法人、特別養護老人ホームの特別指導検査結果	公開				
昨年1月1日から3月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニエンスストア・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図・給排水計画図。個人情報（個人名・印影など）を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。	部分公開				

表1 情報公開の件数

区分	方法	件数	決定区分			取下げ
			公開	部分公開	非公開	
公開の請求	閲覧	0	0	0	0	0
	写しの交付	225	119	86	13	7
	小計	225	119	86	13	7
公開の申出	閲覧	0	0	0	0	0
	写しの交付	14	0	12	2	0
	小計	14	0	12	2	0
合計		239	119	98	15	7

※「公開の請求」は、本市情報公開条例が施行された平成10年以後の行政情報について公開を受けようとする事。「公開の申出」は、同条例が施行される以前の行政情報について公開を受けようとする事。

## 請求から公開(開示)まで

受け付け  
(情報公開コーナー)



市役所2階情報公開コーナーに備え付けの行政情報公開請求書に必要事項を記入し、提出します。(郵送、ファクス、電子メールなどでも受け付け)

検討・決定  
(担当課)



原則として受付日から15日以内に公開(開示)または非公開(非開示)を決めて通知します。

公開・部分公開・非公開  
(開示) (部分開示) (非開示)

閲覧・写しの交付  
(情報公開コーナー)

不服申立て  
(情報公開コーナー)

部分公開・非公開の決定に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して行政不服審査法の規定に基づく不服申立てができます。

↓

↓

↓

情報公開審査会

実施機関

↓



市は学識経験者で構成する前橋市情報公開審査会を開催。その意見を尊重して不服申立てについての決定をします。

↓

不服申立てに対する決定